

岐阜市立芥見東小学校いじめ防止基本方針

～すべての子どもが生き生きと生活をするために～

平成 26 年 3 月策定
平成 30 年 4 月改定
平成 31 年 1 月改定
令和 元年 7 月改定
令和 2 年 4 月改定
令和 3 年 4 月改定
令和 4 年 4 月改定
令和 5 年 4 月改定
令和 6 年 4 月改定

はじめに

ここに定める「芥見東小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針です。

本校でも、いじめ0に向けた「学級宣言」や全校でのよさ見つけ、道徳の授業などすべての教育活動を通して、「思いやりの心」「相手の立場になって考える」などの実践を積んでまいりました。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめとは

いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 理解

・「いじめ」には、多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童や周辺の状況などを客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要です。

- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もあります。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要です。

(3) いじめの解消

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることとします。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることとします。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応します。

(4) 基本認識

全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにするために、学校、保護者など児童に関わる全ての大人が次のことを十分に理解し、それぞれの役割と責任を自覚しながら、協力していじめの防止等に努めます。

① 「いじめは、絶対に許されない」

- ・いじめた者だけでなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要です。

② 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」

- ・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要があります。

③ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

- ・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要があります。

④ 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

- ・いじめは、一度の指導では終わりません。様々な立場から、様々な場面で、該当児童に対し個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要があります。

(5)学校としての構え

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行います。そして、丁寧、かつ迅速に克服していくという姿勢で臨みます。
- ・教育活動全体を通じて、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、児童一人一人に指導していきます。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応していきます。次の約束を児童に示します。

かけがえのない大切な一人ひとり ～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

- | | |
|----------------------------------|---------------------|
| 1 どの子どもも全力で応援する | →誰も一人ぼっちにさせない |
| 2 いつでもどんな相談も聞く | →どんなことも受け止める |
| 3 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する | →いじめはみんなで必ず止める |
| 4 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう | →必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる |

(6)保護者の責務等

- ・日ごろから子どもとの対話に心がけ、子どもの変化や悩み等について親子で話し合ったり、学校に相談したりするなどしながら、子どもが自らの力で解決できるよう支援に努めます。
- ・いじめは人として決して許されないことや思いやりの心をもつことの大切さ、よりよい生き方をすることの素晴らしさなどについて、折にふれて指導するよう努めます。
- ・我が子がいじめを受けた場合には、学校等とも相談しながら、子どもの心に寄り添い、問題を乗り越えることができるよう支援します。
- ・我が子がいじめをしてしまった場合には、保護者も一緒になって相手に謝罪をするとともに、改めて我が子には事の重大さを諭すことを心がけます。

2 いじめの未然防止のための取組(自己肯定感や自己有用感を高める取組)

- ・すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めます。
- ・集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える望ましい人間関係や学校風土をつくれます。
- ・教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

本校では、「聞く・話す・書く」「あいさつ」「東っ子そうじ」「なかよし班遊び」を重点とし、子ども一人一人が自分の願いに向かって努力する自分、それと同じように頑張る仲間を大切にできる「自分も仲間も大切にできる学校」をめざしています。お互いを認め、いじめ・差別を許さない、仲間と力を合わせられる学校になるよう以下の点について取り組んでいきます。

(1)魅力ある学級・学校づくり

- ・児童が「分かった、できた」という達成感を味わうことができる授業づくり
- ・個に応じた指導、仲間との学び合いを大切にした学習指導など
- ・「居場所」と「絆」のある学級づくり
- ・一人一人が大切にされ、仲間と共に高まり合える学級経営など
- ・集団への自己有用感や自己肯定感を育む活動づくり
- ・運動会、子どもフェスティバル、縦割り活動などの児童会活動など
- ・「ハートルーム」を拠点として、地域と学校が一体となって児童の力を伸ばします。

(2)安心感を生み出す指導

- ・いじめ未然防止に係る校内掲示(いじめ対応フロー・「4つの約束」・「いじめとは」)
- ・どの教師も同じことを言うなど共通理解にたった指導など
- ・望ましい人間関係を築く取組(研修・集会の開催など)
- ・朝の会、帰りの会などで認め、価値付けを行う指導など
- ・児童の声に耳を傾ける体制づくり(ここタン、連絡帳、各種アンケートのダブルチェック・児童理解研修の充実など)

(3)生命や人権を大切にする指導

- ・人の立場を理解し、思いやりの心で共に高まり合う子を育てる道徳教育
- ・差別意識や偏見を見つめ、主体的に問題解決をしようとする子を育てる人権教育
- ・縦割り活動や地域の人との交流など、豊かな心を育む活動の推進

(4)全ての教育活動を通じた指導

- ・学校・社会の決まりを守り、基本的な生活習慣の定着を図るよう努めます。
- ・児童の自己有用感・自己肯定感を高められる学級・学年集団の育成に努めます。
- ・仲間の気持ちを思いやる心を育み、共感的な人間関係を育成するよう努めます。
- ・生命を尊重し、健康安全に気を付け、よりよい暮らしを築こうとする心の育成に努めます。

(5)インターネットを通じて行われているいじめに対する対策の推進

- ・インターネットにつながる情報端末の取扱いに関する指導の徹底について、職員及び保護者の間で懇談会の話題とし、共通理解を図ります。
- ・インターネットにつながる情報端末を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等について学級活動等に位置付け指導します。

3 いじめの早期発見・早期対応

いじめは早期に発見することが、早期の解決につながります。そのために、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や兆候を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、

学校による定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えることが必要です。そのために、以下5点について取り組んでいきます。

(1)いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・傍観者にならないための対応をしていきます。(道徳・人権教育の充実)
朝の会での健康観察、日記等の記述内容の確認、休み時間等の行動観察
- ・「いじめ事案発生時の流れ」をもとにした演習を積んでいきます。
心のアンケート、いじめ・情報提供アンケート、教育相談、個人懇談
- ・児童へのいじめ発生時の対応を徹底していきます。

(2)アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実

- ・回答しやすい環境整備に努めます。(スマート連絡帳・ホームページ等での周知)
- ・「ここタン」「心のアンケート」「いじめ・情報提供アンケート」を最大限に活用します。(複数教員によるチェック、瞬時に動ける体制)

(3)いじめの疑いのある事案に係る情報の連携体制の徹底

- ・いじめ対策監が校内巡視等見回りを行い、児童の様子を把握します。
- ・フロー図に基づいた教師や関係諸機関の動きについて常に改善を図っていきます。
- ・瞬時に動ける組織の連携・在り方について、常に改善に努めます。
- ・関係職員で情報を共有し、被害者の気持ちに寄り添った対応に努めます。

(4)教育相談の充実

- ・学校は、定期的に行う学年会や教育相談委員会の中で、各学級の児童の様子を交流したり、児童に関する情報交換をしたりするなど、児童理解に努めます。
- ・学校は、教員だけでなくスクールカウンセラー、スクール相談員、ほほえみ相談員等を効果的に活用しながら、いつでも誰にでも相談してもよいというスタンスで、児童が相談しやすい環境づくりに努めます。
- ・不安や悩みを抱える児童生徒に働きかける、予防的教育相談を行います。

(5)教職員の研修の充実

- ・学校いじめの防止プログラムに関する研修を計画的に位置付け、文部科学省や県教育委員会や市教育委員会が発行する各種啓発資料等を活用したり、早期発見・事案対処マニュアルを見直したりするなど、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。
- ・いじめをはじめとする人間関係に関わる問題については、組織的対応の徹底をし(学校組織で判断、情報共有)、その事案から学ぶことができる教訓についての理解を深めるよう努めます。

(6)保護者・地域との連携

- ・学校の基本方針は、PTA総会資料に掲載し、総会の場で周知に努めます。

- ・学校は、児童のよいところを積極的に伝えとともに、相談ごとについては真摯に受け止め、共に考え合い、よりよい解決を目指すよう努めます。

(7)関係機関との連携

- ・教育委員会へ、直ちに報告をします。
- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、子ども・若者総合支援センター（エールぎふ）、こどもサポート総合センター、スクールロイヤー、民生児童委員、学校運営協議会会長等との連携を大切にします。必要に応じて、未然防止のためいじめ・不登校等未然防止アドバイザー、暴力行為等防止支援員による学校への支援を要請します。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにし、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たります。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

◆いじめ防止対策推進法第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

いじめの未然防止、早期発見・即時対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「学校いじめ防止等対策推進会議」を設置します。ただし、学校の実情に応じて、まず校内委員会により方針を確認し、会を開きます。

学校職員： 校長、教頭、（主幹教諭）、教務主任、いじめ対策監、生徒指導主事、学年主任、
教育相談主任、養護教諭、該当担任 等

学校職員以外： 保護者代表（PTA会長）、学校運営協議会会長、民生委員・児童委員、
主任児童委員、スクールカウンセラー 等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「芥見東小学校いじめ防止プログラム」

	取 組 内 容
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校便り、ホームページ等による「方針」の発信 ・生徒指導職員研修会 (児童の情報交流、アンケートの実施方法、組織的対応、学校いじめ防止基本方針(以下「方針」)の共通理解) ・地域や家庭を知る日 ・いじめ0に向けた「学級宣言」づくり ・ICTを活用した子どもの健康サポート「ここタン」の活用(年間を通して)
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA総会での「学校いじめ防止基本方針」の説明 ・第1回「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・第1回学校運営協議会で「方針」の説明 ・生徒指導交流(特別支援教育) ・児童会による「なかよし集会」の実施 ・心のアンケート(教育相談週間)
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止強化週間」の取り組み(6月24日～7月3日) ・「学級宣言」の紹介 ・児童生徒を育てる連絡協議会で「方針」説明
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回 岐阜県いじめ実態調査 ・「いじめについて考える日」(7月3日) ・非行防止・犯罪防止教室 ・夏休み前までのいじめ防止の取組の振り返りと長期休業に向けて ・個人懇談 ・いじめ・情報提供アンケート
8 月	<ul style="list-style-type: none"> (・岐阜市生徒会サミット) ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・生徒指導交流会(夏季休暇明けの様子)
9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより等による取組の見直しなどの公表 ・心のアンケート(教育相談週間)
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル講演会
11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の保護者アンケート ・いじめ・情報提供アンケート

12月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回 岐阜県いじめ実態調査 ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・個人懇談 ・「ひびきあいの日(人権週間)」 ・「学級宣言」の中間振り返り
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート(教育相談週間)
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・学校運営協議会での次年度の「方針」に関する意見聴取 ・いじめ・情報提供アンケート
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回 岐阜県いじめ実態調査 ・学校だより等による次年度の取組等の説明 ・「学級宣言」のまとめ

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

- ・いじめの訴えがあった場合は、学校は最優先課題としてとらえ、「いじめ防止等対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくります。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行います。いじめを受けた(疑いがある)児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応します。校内いじめ防止等推進対策会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残します。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、来校していただくなど、家庭と連携しながら指導していきます。最終的には、必ず校長が児童及び保護者に指導します。
- ・その日のうちに解決に向けての動き出しができるように努め、謝罪の場を設けるなどの対応をします。
- ・いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚し、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省するよう指導に努めます。
- ・必要に応じて教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等関係機関と連携して、問題の解決にあたります。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなどに十分配慮した継続的な事後の対応を心がけるとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行います。(必要に応じて外部の専門家に力を借ります)
- ・いじめをした児童に対しても保護者と連携しながら、その後の生活の様子を見守りつつ声かけに

努め、集団の中での所属感や自己肯定感が培われるよう継続的な指導をしていきます。

[大まかな対応順序] ※別紙フロー図参照

(2) 「重大事態」と判断された時の対応(法第28条・条例第20条に基づいて明示)

いじめにより児童の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応をします。

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告します。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たります。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供します。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求めます。

7 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価します。

- ① いじめの未然防止の取り組みに関すること
- ② いじめアンケート、教育相談などいじめの早期発見の取組に関すること
- ③ いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取扱い

○個人調査(アンケート等)について

いじめ問題が重大事態に発展した場合、重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該児童が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年(卒業後)とします。

(「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改定参照)

○指導記録について

・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。(いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止対策推進会議記録等)

○校種間、学年間での確実な引継ぎ

・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底します。